

「若者だって被害は188！」
若年層への消費者啓発を集中的に実施します。

卒業・入学・就職シーズンに向け、関東甲信越地区 1 都 9 県 6 政令指定都市の消費生活センター及び国民生活センターでは消費者被害を未然に防ぐため、1 月～3 月に若年層へ向けた啓発を集中的に実施しています。

本市では、消費者啓発としては初めて、動画広告の放送及び市内小中学生を対象にパンフレット配布を、2 月中旬から 3 月にかけて実施します。

あわせて、消費者意識啓発を目的とした講演会も実施します。

「188」は近くの消費生活センターにつながる電話番号です。

消費者啓発の実施概要

デジタル広告放送【新規実施】

消費者啓発用動画（15 秒CM）を作成し、市内で放送します。

- ・MOVIX 橋本 2/18～3/3（映画本編開始前CM）
- ・JR 横浜線運行車両 2/20～3/5
- ・神奈中バス相模原市内運行車両 2/15～3/14
- ・緑区合同庁舎 3/1～3/31

放送予定の動画は下記の市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/syouhi/29765/index.html>

スマホ型リーフレットの配布【新規実施】

スマホの形を模したインターネットトラブル啓発用リーフレットを作成し、市内全小中学校の小学 5・6 年生、中学 1～3 年生に配布

- ・配布期間：2/15～2/17（予定）
- ・配布部数：約 32,000 部

講演会の実施

日 時：2/18（土）13：30～15：30

テーマ：知ることから始めよう！～食品ロス・フードバンク・こども食堂～



消費者啓発用動画イラストの一部

以上

お問合せ先
消費生活総合センター
直通電話042-776-2598
担当：菊池・平野